

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	子ども政策局 子ども家庭課	平川 顕作
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)	福祉保健課	
事業群名	③ 総合的な児童虐待防止対策の推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	108,720

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テェンジ&チャレヅジ2025 本文)		(取組項目)							
児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくために、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割分担しながら、連携して支援体制を整備するとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を行います。		i) 児童虐待の防止に向けた、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援対策の実施 ii) 被虐待児童の家庭復帰に向けた、保護者に対するカウンセリング、ペアレント・トレーニング等の実施 iii) 全市町における子ども家庭総合支援拠点設置、職員研修の充実、児童家庭支援センターの活用など、市町の子ども家庭支援体制・専門性の強化に向けた支援 iv) 児童相談所、警察、学校、市町など関係機関の連携強化 v) 国の配置基準に基づく児童福祉司等の適正配置、研修の充実など、児童相談所の体制・専門性の強化							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	目標値①	26人	26人	26人	26人	26人	26人(R7)	
	実績値②	25人(H30-R元年度平均)						進捗状況	
	達成率②/①							—	要保護児童対策地域協議会の体制強化を図るため、市町職員の専門性向上を図る研修会を実施し、17市町(25人)の児童福祉主管課担当職員が受講した。各市町へ研修を受講した担当職員が配置されることで市町の相談体制強化に繋がっている。 H28からの5年間で全市町で延べ111人が研修を受講した。 ※要保護児童対策地域協議会:虐待を受けた児童等保護や支援を要する児童・家庭について関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため県、市町に設置される組織(以下、要対協)

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等	
				R元実績	うち一般財源	人件費(参考)		R元目標	R元実績	達成率		
取組項目 i-iv	○	1	児童虐待総合対策事業	75,066	39,766	4,772	令和2年度事業の実施状況(令和3年度新規・補正事業は事業内容)	【活動指標】 関係職員研修の実施回数(回)	48	42	87%	●事業の成果 ・児童相談所で実施しているカウンセリング事業等の実施により、被虐待児童の心のケアや保護者に対する適切な養育方法等について研修を実施したことで、関係職員の資質向上に貢献し、保護者への丁寧な指導に繋がった。
				82,363	45,191	31,241			42	27	64%	
				102,109	51,055	37,538			27			
			児童虐待の防止等に関する法律第11条他			【成果指標】			数値目標なし	1,053	—	
			H21-			数値目標なし			1,018	—		
こども家庭課			○	—	—	被虐待児とその家庭	【成果指標】 県内児童相談所における児童虐待相談対応件数(件)	数値目標なし				

取組項目 iii iv	○	2	児童虐待防止・支援体制強化事業	1,931	1,251	1,591	児童虐待対応に関する児童相談所と市町職員合同の研修を実施するとともに、児童福祉、医療、法律等の専門家を市町の要対協に派遣した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・児童虐待防止に向け、児童福祉司と同等の知識を有する人材の育成を図るための研修会を実施したことで関係職員の資質向上に貢献した。
				583	292	313		児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修実施回数(回)	1	1	100%	
				3,296	1,844	2,492		児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数(人)	21人以上	29	100%	
				児童福祉法第11条他				【成果指標】	21人以上	25	100%	
			H23- こども家庭課			○	—	—	市町、児童相談所	26		
取組項目 v	○	4	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1,786	1,786	795	市町において、要対協の調整機関の職員の専門性強化及び要対協構成員の連携強化を図るとともに、虐待防止等リーフレット等による、地域住民への周知を図った。	【活動指標】	12	11	91%	●事業の成果 ・児童福祉司任用資格取得のための研修や専門的研修の受講などにより、市町要対協の専門性強化に貢献した。また、市町等を通じて、虐待防止等リーフレット等を配布することで地域住民への周知が図られた。
				2,499	2,499	782		市町の児童福祉司資格取得者数(人)	12	12	100%	
				4,407	4,407	785		【成果指標】	18	11	61%	
				子ども・子育て支援法第59条				事業を実施した市町数(市町)	18	12	66%	
			H26- こども家庭課			○	○	—	市町	18		
取組項目 v	○	4	佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費	41,754	0	2,386	老朽化し、狭隘な佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)の建替工事に先立ち、建設予定地に包蔵されていた埋蔵文化財の記録・保存にかかる発掘調査を実施した。また、旧施設解体後の用地に造成する駐車場及びグラウンドの設計を行った。	【活動指標】	地盤調査・設計	地盤調査・設計	—	●事業の成果 ・当初想定されなかった埋蔵文化財の包蔵が確認され、記録調査を行い、併せて、児童相談所と協議しながら、利用者の視点に立って駐車場、グラウンドの設計を実施したことで、完成後において利用者の利便性向上が図られる。
				23,275	0	2,348		工事の進捗内容	建替工事・設計	発掘調査・設計	—	
				749,097	97	2,355		【成果指標】	8	8	100%	
			R元-			—	工事の進捗率(%)	65	11	16%		
福祉保健課			—	—	—	児童相談所の利用者	44					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	児童虐待の防止に向けた、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援対策の実施	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・被虐待児童の多くが乳幼児であるが、市町の母子保健担当部署と児童虐待担当部署が十分連携し、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を図ることができるよう支援を行う必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・各市町に対し、要保護児童対策地域協議会の台帳への特定妊婦の登録、乳幼児健診未受診者のケースの虐待対応部署との情報共有等の取り組みを促していく。</p>
ii	被虐待児童の家庭復帰に向けた、保護者に対するカウンセリング、ペアレント・トレーニング等の実施	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・経験豊富な児童心理司が不足しており、計画的な研修の機会も確保されていないため、十分なカウンセリングやペアレント・トレーニングが実施されていない。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・国が定めた児童心理司の配置基準に基づいた人員を確保するとともに、計画的に研修を受講し、人材育成を図る。</p>
iii	全市町における子ども家庭総合支援拠点設置、職員研修の充実、児童家庭支援センターの活用など、市町の子ども家庭支援体制・専門性の強化に向けた支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・市町の要保護児童対策調整機関担当者への研修を実施し、専門性の強化に向けた支援を行っているが、市町自ら行う専門性強化への取り組みに差がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・市町の取り組み状況を把握したうえで、不足していると思われる市町にはスーパーバイザー・アドバイザーを派遣する等、市町のニーズに沿った研修を行う。</p>

iv 児童相談所、警察、学校、市町など関係機関の連携強化 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・令和2年度に児童相談所と市町間の役割分担に関するガイドラインを作成し、現在試行的に実施しているが、一部市町では十分な受入体制ができていない等の理由から未だ本格運用に至っていない。	●課題解決に向けた方向性 ・児童相談所と市町間の役割分担に係る協議を定期的実施する中で試行状況を適宜検証し、令和4年度からの本格運用を目指す。
v 国の配置基準に基づく児童福祉司等の適正配置、研修の充実など、児童相談所の体制・専門性の強化 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・国の配置基準に基づき児童福祉司等を増員しているが、経験の浅い職員が増加しているため、人材育成を担う班長の負担が大きい。 ・管轄地域が広範囲に及ぶため、移動時間が長くなり、職員の負担増に繋がっている。	●課題解決に向けた方向性 ・福祉保健部が作成した人材育成計画に基づき、経験年数を考慮した人員配置を行うよう関係部署と調整する。 ・組織体制の見直しを検討する。

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容		令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	※令和3年度の新たな取組は「R3新規」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i ii v	○	1	児童虐待総合対策事業 H21- こども家庭課	虐待を行った保護者に対するカウンセリングやペアレント・トレーニングを充実させるために、研修を受講できる職員数を拡充した。 国が開発した情報共有システムを運用するため、既存の県のシステムの改修を行っている。	②	児童相談所におけるSNS相談の全国一斉運用に伴い、相談員等の確保を図る。	拡充
取組項目 iii iv	○	2	児童虐待防止・支援体制強化事業 H23- こども家庭課	現在試行中の児童相談所と市町間の役割分担に係る協議を定期的実施している。	②	児童相談所から指導委託を行う児童家庭支援センター職員や、児童虐待を発見しやすい教職員等、児童虐待に関わる関係機関との合同研修を行う。 また、市町職員の専門性強化を図り、児童相談所と市町間の役割分担ガイドラインの本格運用を目指す。	改善
取組項目 v	○	4	佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費 R元- 福祉保健課	—	⑨	設計内容を十分に反映させたくえ、一体化する県北少年サポートセンターや障害者支援施設と建物の運用に関する具体的な協議を行い、連携体制や支援の強化を図る。	現状維持

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点